

いわき市スポーツ推進計画中間見直し検討委員会設置要綱を次のように制定する。

令和7年6月30日

いわき市長 内田広之

## いわき市スポーツ推進計画中間見直し検討委員会設置要綱

### (設置)

第1条 いわき市スポーツ推進計画（以下「計画」という。）の中間見直しを行うため、いわき市スポーツ推進計画中間見直し検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、計画に定める事項の進捗状況の確認及び計画の見直しの検討を行い、その結果をいわき市スポーツ推進審議会に報告する。

### (組織及び任期)

第3条 委員会の委員は、12人以内で組織し、市長が委嘱する。

2 委員の任期は、令和8年3月31日までとし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

### (委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員長は、必要と認めるときは、関係者に対し、会議への出席を要請し、説明又は意見を求めることができる。

(事務局)

第6条 委員会の庶務は、観光文化スポーツ部スポーツ振興課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

- 1 この要綱は、令和7年6月30日から実施する。
- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。